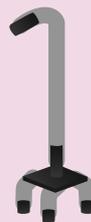


いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるまち 垂水



みんなあんしん

介護保険



もくじ

- P.1 | 介護保険のしくみ
- P.3 | 介護保険料について
- P.7 | 介護（介護予防）サービスを利用するには
- P.13 | 介護保険で利用できるサービス
- P.22 | 介護予防・日常生活支援総合事業について
- P.23 | 介護（介護予防）サービス利用者負担
- P.27 | 地域包括支援センター
- P.35 | 垂水市内介護保険関係事業所一覧

利用
ガイド



垂水市

第9期高齢者保健福祉計画・

第9期介護保険事業計画を策定しました

垂水市では、高齢者福祉施策及び介護保険事業に関する総合的な計画として「第9期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。この計画は、3年ごとに見直しを行うこととなっており、令和6年度から令和8年度を計画期間とするものです。

本計画では、『たとえ介護が必要になっても、障害・認知症になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるまち 垂水』を基本目標に、全ての市民が生涯にわたって、住み慣れた家庭や地域で、生きがいを持ちながら、いきいきと健康に暮らしていける社会の実現を目指します。

計画の策定にあたっては、アンケート調査や住民懇話会、パブリックコメントなど実施したほか、介護保険運営協議会で出されたさまざまな意見や要望を反映し計画づくりを行いました。

また、保険料については、本市のこれまでの介護給付の実績や今後の高齢者人口の伸び率、認定率等を踏まえながら、今後3か年の給付額を分析して算出しました。

市民の皆さんの健やかで安心した暮らしをお手伝いするための介護保険計画です。御理解と御協力をお願いします。

図1

垂水市の人口推移と高齢化率等

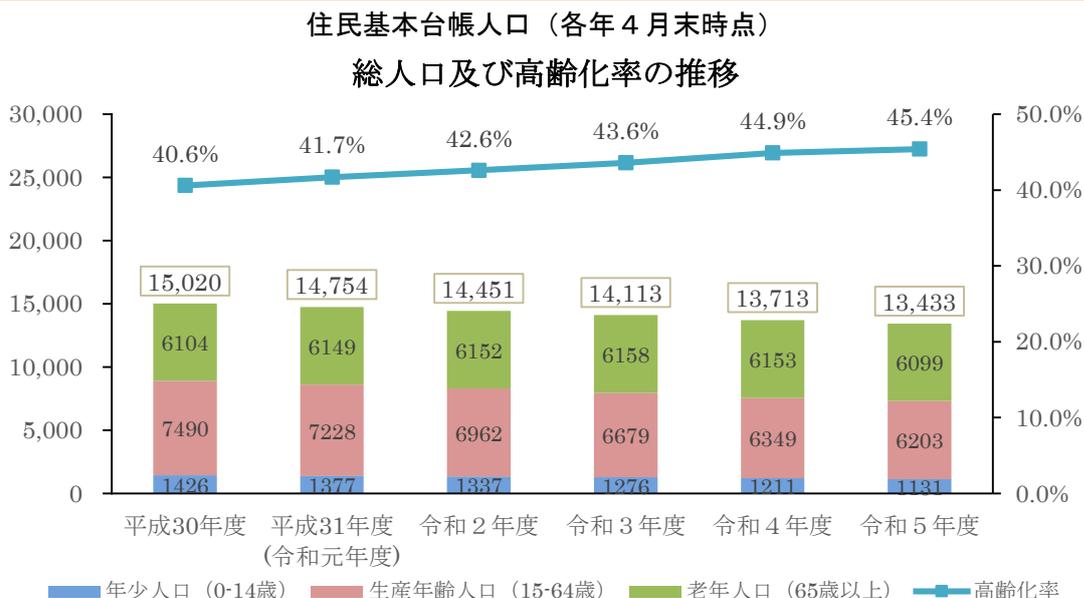
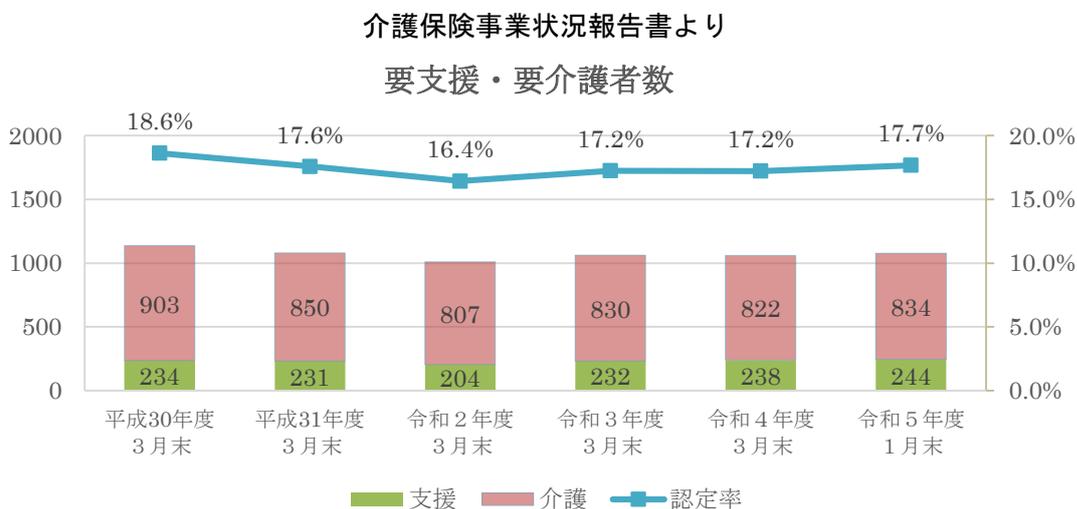


図2

垂水市の要介護認定者数の推移



もくじ

介護保険のしくみ

.....	1
-------	---

介護保険料について

●介護保険料が変わりました	3
●65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料	5
●40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)の保険料	6
●保険料を滞納すると…?	6

介護(介護予防)サービスを利用するには

●要介護認定までの流れ	7
●結果通知からサービス利用までの流れ	9

介護保険で利用できるサービス

●在宅サービス	13
●施設サービス	19
●地域密着型サービス	21

介護予防・日常生活支援総合事業について

●介護予防・日常生活支援総合事業について	22
----------------------	-------	----

介護(介護予防)サービスの利用者負担

●介護サービスを利用したときは利用料の1～3割を支払います	23
●介護保険と医療保険の支払いが高額になったとき	23
●自己負担が高額になったとき(高額介護サービス費)	24
●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります	25

地域支援事業について

●地域包括支援センター	27
●介護保険外で利用できるサービス	28

垂水市内介護保険関係事業所一覧

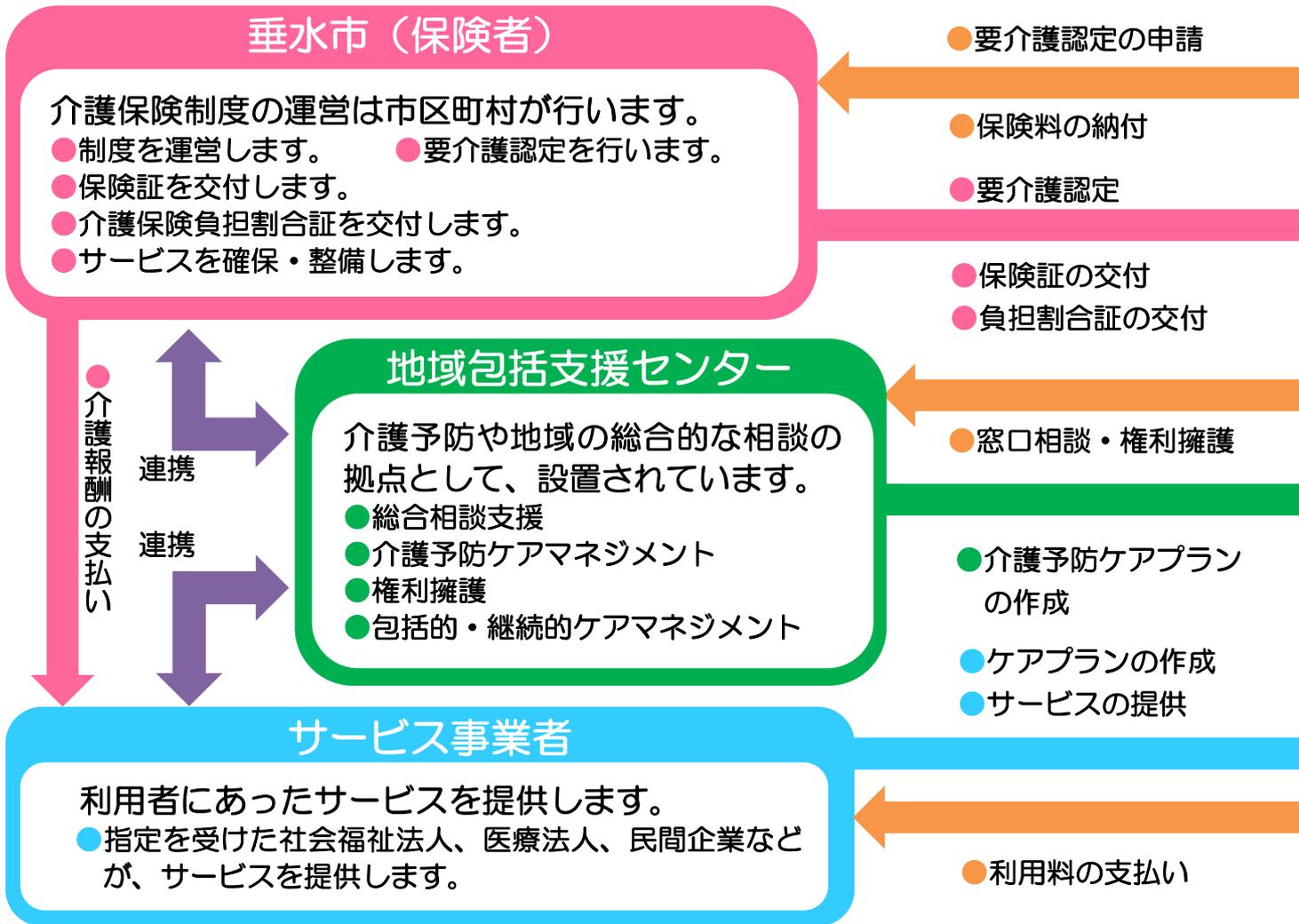
.....	35
-------	----

介護保険のしくみ

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、垂水市が保険者となって運営しています。

40歳以上のおなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



令和6年度から介護保険が変わります！

令和6年4月から

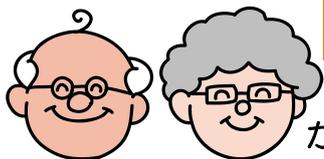
- 介護保険料が変わりました → P3
- 介護保険料の基準額が変更となりました。また、第9段階が所得によって細分化され、第10段階から第13段階が新設されました。→ P3
- 介護報酬の改定に伴い、介護保険サービス利用に係る個人負担額が変更となりました。→ P13~P21
- 75歳以上の運転免許を所持していない軽度の方を対象として、シニアカー購入費の一部補助が受けられるようになりました。→ P28

介護保険に加入する人（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めていただきます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

65 歳以上の方（第1号被保険者）

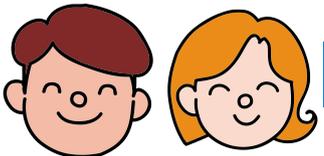


サービスを利用できる方

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、垂水市の認定を受け、サービスを利用できます。

40 歳～64 歳の方（第2号被保険者）

（医療保険に加入している方）



サービスを利用できる方

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、垂水市の認定を受け、サービスを利用できます。

【特定疾病】

- | | | |
|--|---|--|
| ● がん末期
がん末期 | ● 進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
及びパーキンソン病
進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
及びパーキンソン病 | ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
及び糖尿病性網膜症
糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
及び糖尿病性網膜症 |
| ● 関節リウマチ
関節リウマチ | ● 脊髄小脳変性症
脊髄小脳変性症 | ● 脳血管疾患
脳血管疾患 |
| ● 筋萎縮性側索硬化症
筋萎縮性側索硬化症 | ● 脊柱管狭窄症
脊柱管狭窄症 | ● 閉塞性動脈硬化症
閉塞性動脈硬化症 |
| ● 後縦靭帯骨化症
後縦靭帯骨化症 | ● 骨折を伴う骨粗鬆症
骨折を伴う骨粗鬆症 | ● 慢性閉塞性肺疾患
慢性閉塞性肺疾患 |
| ● 初老期における
認知症
初老期における
認知症 | ● 早老症
早老症 | ● 両側の膝関節または股関節に著
しい変形を伴う変形性関節症
両側の膝関節または股関節に著
しい変形を伴う変形性関節症 |

■ 介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には、医療保険の保険証とは別に、一人に一枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに欠かせないものですから大切に扱いましょう。

- 65歳に到達する月（65歳の誕生日の前日が属する月）に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の方は、認定を受けた場合に交付されます。

■ 介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている方には、介護保険負担割合証が交付されます。サービス利用の際に負担する割合（1割～3割）が記載されています。

- 負担割合は「1割～3割」です。
- 有効期間は1年（8月～翌年7月）

介護保険料が変わりました

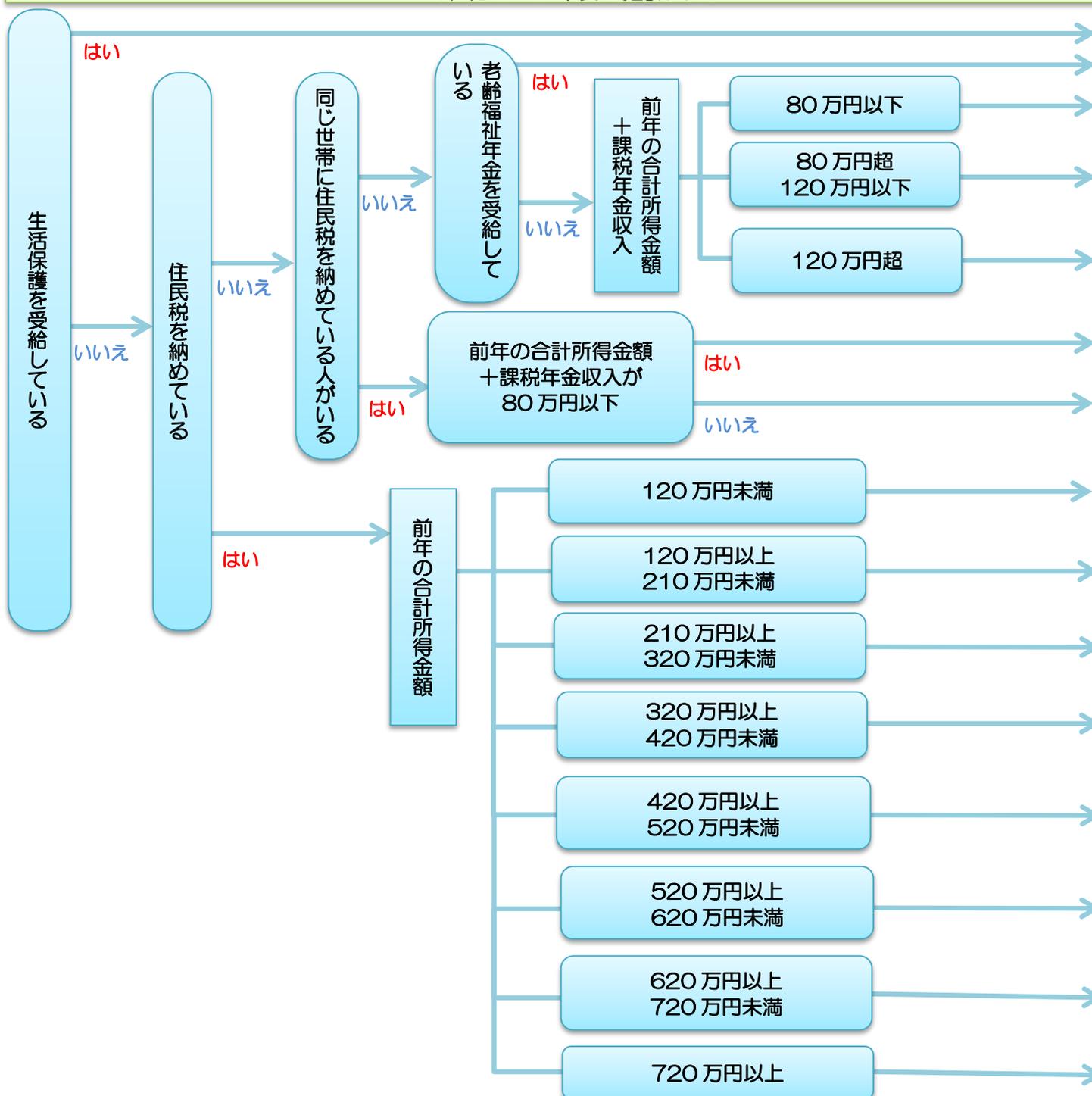
第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料

介護保険料の算出方法・決め方

介護保険料は、基本的に今後3年間に見込まれる介護サービス給付費総額及び地域支援事業の展開に必要な額の23%分を第1号被保険者(65歳以上の方)の推計人口で割って計算します。本人や世帯員の所得等に応じて13段階の保険料区分が設定されています。市町村によって保険料の基準額は異なります。

$$\begin{array}{l}
 \text{基準額 (6,000円)} = \frac{\text{令和6~8年度までに垂水市で介護保険給付及び地域支援事業に必要な額} \times 23\%}{\text{垂水市の65歳以上の人口 (令和6~8年度の推計人口)}} \div 12 \text{月}
 \end{array}$$

(65歳以上の負担率)



介護保険料を月額 6,000 円(基準額)に見直しました

■ 合計所得金額 ■

- ・第1段階から第5段階の合計所得金額は、課税年金（基礎年金、厚生年金、個人でかけている企業年金等）に係る所得を控除します。（遺族年金・障害年金は非課税のため、所得の計算には含みません。）
- ・合計所得金額は、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除します。

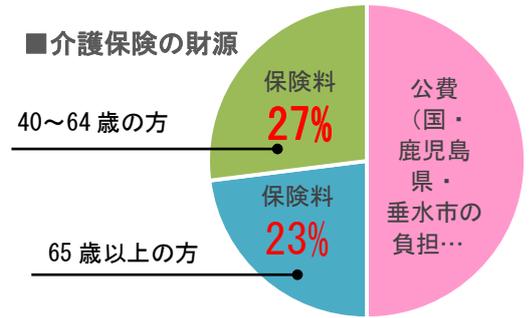
所得段階別保険料 令和6年度介護保険料

所得段階	対 象 者	計算方法	年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下 	基準額×0.29	20,880円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円超120万円以下 	基準額×0.49	35,280円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額＋課税年金収入が120万円超 	基準額×0.69	49,680円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下 	基準額×0.90	64,800円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円超 	基準額	72,000円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額120万円未満 	基準額×1.20	86,400円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額120万円以上210万円未満 	基準額×1.30	93,600円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額210万円以上320万円未満 	基準額×1.50	108,000円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額320万円以上420万円未満 	基準額×1.70	122,400円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額420万円以上520万円未満 	基準額×1.725	124,200円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額520万円以上620万円未満 	基準額×1.75	126,000円
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額620万円以上720万円未満 	基準額×1.775	127,800円
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額720万円以上 	基準額×1.80	129,600円

介護保険料について

介護保険制度を支え合う大切な財源です

介護保険料は、みんなで制度を支え合う大切な財源です。介護保険に係る給付費は、国、鹿児島県、垂水市が半分を負担し、残りの半分为40歳以上の皆さんに納めていただく保険料を財源として運営しています。



65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

納め方 原則として年金から納めます。年金額によって納め方は年金からの天引き（特別徴収）と納付書払い（普通徴収）の2種類に分かれています。第1号被保険者として納める保険料は、65歳になった日（65歳の誕生日の前日）のある月からです。

◇ 年金が年額 18万円以上の方

年金支給の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。[※]

（対象となる年金は、老齢・退職年金、遺族年金、障害年金 です）

※遺族年金、障害年金は非課税年金となるため、所得の計算には含みませんが、特別徴収（年金天引き）につきましては対象となります。

前年度から継続して特別徴収の方の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。4・6・8月は原則として前年度2月分の保険料額を納付します（**仮徴収**）。10・12・2月は6月以降に確定する本年度の課税状況などをもとに年間の保険料を算出し、そこから4・6・8月の保険料を除いて調整された金額を10・12・2月に振り分けて納付します（**本徴収**）。

前年度			本年度					
本徴収			仮徴収			本徴収		
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

前年度の2月分の保険料と同額を納めます。

本年度の課税状況をもとに保険料を計算し、仮徴収分を除いた額を納めます。

◇ 年金が年額 18万円未満の方

送付される納付書に基づき、介護保険料を納めます。

保険料は市より送付されてくる納付書の納期にしたがって納付します。年金額が年額18万円以上の方でも次の方は納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になったとき（65歳の誕生日の前日を含む月の分から月割りで計算）
 <例> 5月1日生まれの方・・・その年の4月分から納めます。
 5月2日生まれの方・・・その年の5月分から納めます。
- 年度途中で他の市町村から転入したとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年金の一時差し止めや支給停止になったとき
- 年度初め（4月1日）時点で年金を受けていなかったとき など

納付書で納める方は・・・

口座振替

※納付書で納める方は、口座振替が便利です。

口座振替にすれば、納めに行く手間が省け、納め忘れもなく安心です。預金通帳と通帳の届け出印をお持ちになり、各金融機関で申込みの手続きを行ってください。

※申込日によって振替開始月が異なります。お申し込み時に必ず開始日を確認してください。

コンビニ スマートフォン

コンビニエンスストア及びスマートフォン決済にも対応しています。なお、引き続き金融機関でのお取り扱いも可能です。お取り扱い可能なコンビニエンスストア・スマートフォン決済については、納付書の裏面をご確認ください。

40歳以上 65歳未満の方(第2号被保険者)の保険料

40歳以上 65歳未満の方の保険料額は、加入している医療保険の算定方法によって決められます。

◇国民健康保険に 加入している方



決め方

保険料は、国民健康保険税(料)の算定方法と同様に、所得や資産などに応じて世帯ごとに決まります。

納め方

同じ世帯の第2号被保険者全員の医療保険分・介護保険分を、国民健康保険税として世帯主が納めます。

◇職場の医療保険に 加入している方



医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)及び賞与(標準賞与額)に応じて決められます。

医療保険分と介護保険分を合わせて、健康保険料として給与及び賞与から差し引かれます。

保険料を滞納すると・・・?

介護(介護予防)サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割～3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

介護サービスを利用するとき、償還払いとなります。

費用の金額(10割)がいったんは本人負担となり、後日申請により保険給付分が支給されます。

1年6か月以上滞納すると

費用を全額(10割)支払っていたが、滞納している介護保険料が納付されるまで申請しても保険給付が支払われないこととなります。

なお、引き続き滞納が続く場合には、差し止められている保険給付から滞納している介護保険料に充てられることがあります。

2年以上滞納すると

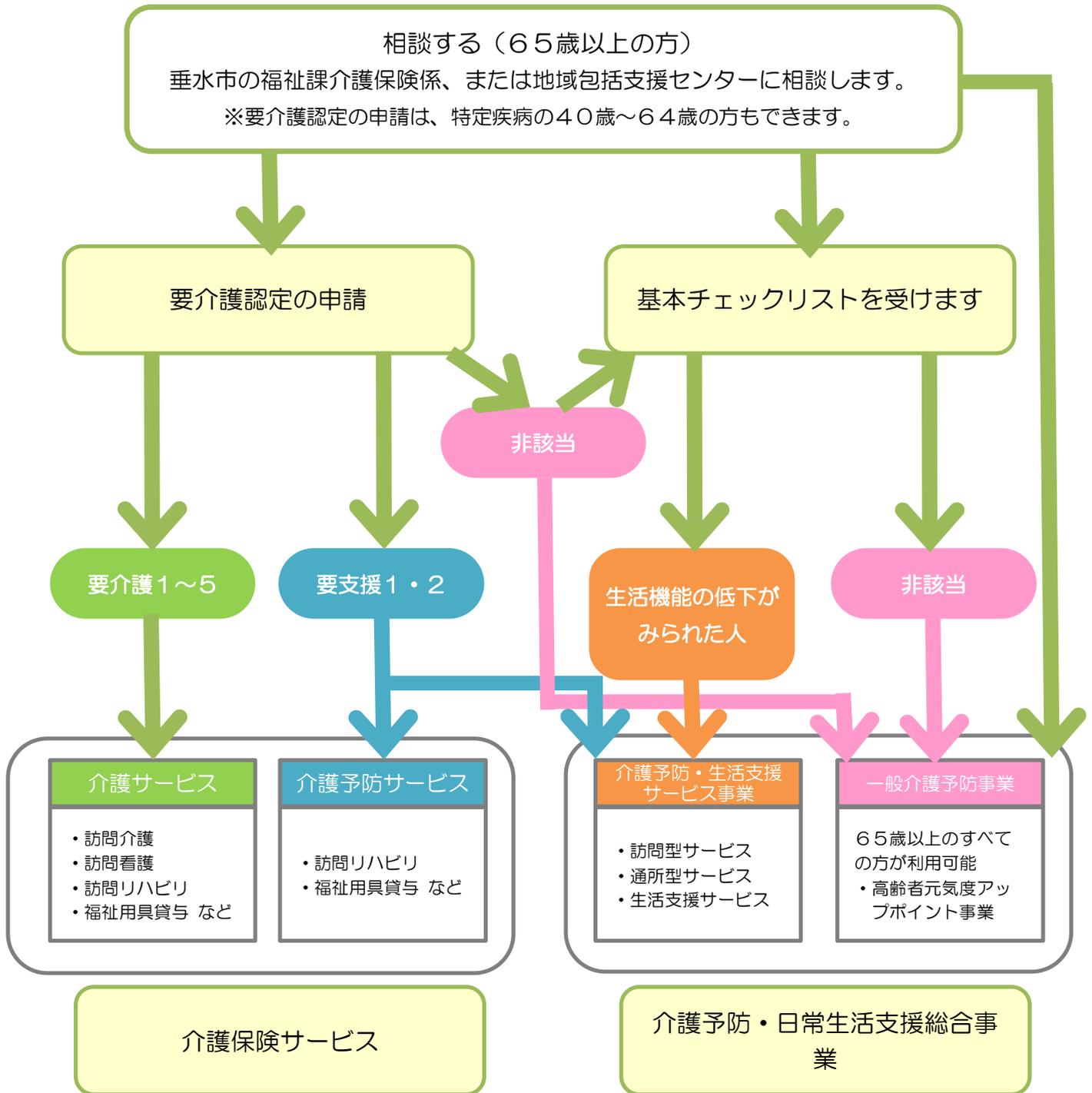
介護サービスを利用するとき、本人負担が1割または2割から、3割※になります。また、高額介護サービス等の支給も受けられなくなります。

※平成30年8月から、本人負担の割合が3割の方が滞納した場合、4割に引き上げられます。

要介護認定までの流れ

介護保険の利用には申請が

介護サービスを受けたい、または介護予防に取り組みたいといった場合は、地域包括支援センターや垂水市へご相談ください。



介護(介護予防)サービスを利用するには

必要です。

①申請する

申請の窓口は、市の福祉課介護保険係です。

申請できる方

- 本人
- 家族
- 民生委員

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
市の窓口においてあります。
- 介護保険の保険証
40～64歳の方は健康保険証が必要です。

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

②認定調査

介護認定調査員が訪問し、心身・介護の状況などについて、聞き取り調査を行います。

③一次判定

調査票の結果や主治医意見書の一部をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

④二次判定・介護認定審査会

一次判定の結果や主治医の意見書などをもとに、介護認定審査会で審査・判定を行います。

⑤判定結果の通知

※原則として申請から30日以内に、認定結果が通知されます。

「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の区分で認定し、結果を通知します。

要介護1～5

- 介護サービスを利用できます。

要支援1・2

- 介護予防サービス
- 介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

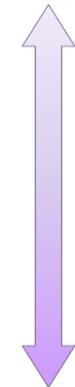
非該当

- 介護予防・生活支援サービス事業
- 一般介護予防事業を利用できます。

※P7 参照

要介護認定の判断のおおまかな目安 ※あくまでも目安です

軽度



重度

区分	目安
非該当(自立)	日常生活動作も手段的日常生活動作も自分でできる状態です。
要支援1	日常生活動作はほぼ自分で行うことができるが、手段的日常生活動作について何らかの支援が必要な状態です。
要支援2	要支援1よりも日常生活動作を行う能力がわずかに低下している状態です。
要介護1	要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態です。
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作にも部分的な介護が必要となる状態です。
要介護3	日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
要介護4	要介護3の状態よりさらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態です。
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態です。

介護サービス計画(ケアプラン)

認定結果をもとに、自分に合った介護サービスが適切に利用できるよう、居宅介護支援事業所が介護サービス計画(ケアプラン)の相談・作成は全額を介護保険において負担しますので、

要介護1〜5

在宅サービスを利用したい方

①依頼する居宅介護支援事業者を決定します

- 本人及びご家族の希望する指定居宅支援事業者を決めて、介護保険の保険証を添えて介護サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼します。

垂水市内の指定居宅介護支援事業所

垂水市社会福祉協議会	電話：32-6277
居宅介護支援事業所コスモス苑	電話：32-5501
池田温泉クリニック居宅介護支援事業所	電話：32-6600
ほほえみ居宅介護支援事業所	電話：32-9255
介護相談みらい	電話：32-4888

※要支援1・2と認定された方は地域包括支援センターが担当することになります。

垂水市地域包括支援センター	電話：32-5111
---------------	------------

施設サービスを利用したい方

①介護保険施設と契約します

- 入所を希望する施設に直接申し込みます。
居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。

垂水市内の介護保険施設

特別養護老人ホーム 恵光園	電話：32-2851
老人保健施設 コスモス苑	電話：32-5200
老人保健施設 絆	電話：32-6161

地域密着型サービスを利用したい方

①地域密着型サービス事業者と契約します(地域密着型通所介護は除く)

- 利用を希望する施設に直接申し込みます。
居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。

垂水市内の地域密着型サービス事業所

小規模多機能ホーム ほほえみ	電話：32-5708
小規模多機能ホーム くぬきの里	電話：32-3636
小規模多機能ホーム ひまわりの里	電話：32-6666
小規模多機能ホーム 恵典の泉	電話：34-3511
グループホーム さくらの里	電話：32-1881
グループホーム ひまわり苑	電話：32-6166
グループホーム たるみず太陽の家	電話：32-5030
グループホーム まごころ	電話：32-6676
グループホーム ひいらぎ	電話：35-3686

ン)の作成

業者などに依頼して介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。
利用者の自己負担はありません。



②ケアプランを作成します

- 介護支援専門員(ケアマネジャー)が利用者と相談しながら、サービス利用の原案を作成し、利用者本人やご家族とサービス事業者の担当者を交えた話し合いを持ち、作成されたケアプランの内容について利用者の同意を得ます。



③在宅サービスを利用します

- 訪問介護や訪問看護などを行うサービス事業者と契約します。
- 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。
- ケアプランにそって在宅サービスを利用します。

②ケアプランを作成します

- 入所が決まったら、施設の介護支援専門員(ケアマネジャー)が利用者 に合ったケアプランを作成します。



③施設サービスを利用します

- ケアプランにそって施設サービスを利用します。



②ケアプランを作成します

- 利用が決まったら、事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)が利用者 に合ったケアプランを作成します。



③地域密着型サービスを利用します

- サービス事業者と契約します。
- 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。
- ケアプランにそって地域密着型サービスを利用します。



①介護予防ケアマネジメント

<介護予防ケアプラン担当者との話し合い>

- アセスメント表や本人・家族との話し合いにより、利用者の心身の状態や環境、生活暦などを把握し、課題を分析します。

<サービス担当者との話し合い>

- 目標を設定して、それを達成するための支援メニューを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。

①介護予防ケアマネジメント

<基本チェックリストを受けます>

- 支援が必要な場合、基本チェックリストで生活機能の低下がないか調べます。

<地域包括支援センター担当者との話し合い>

※基本チェックリストで生活機能の低下がみられた場合

- 目標を設定して、達成するための支援メニューを検討します。

● ● ● 一 般 介 護

<介護予防把握事業>

- ①要介護認定及び要支援認定の担当部局との連携
 - ②訪問活動を実施している保険部局との連携
 - ③医療機関からの情報提供による連携による把握
 - ④民生委員等地域住民からの情報提供による把握
 - ⑤地域包括支援センターの総合相談業務との連携による把握
 - ⑥本人・家族等からの相談による把握
 - ⑦特定健康診査等の担当部局との連携による把握
- 等により収集した情報等を活用し、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動に参加できるよう支援します。

<介護予防普及啓発事業>

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布、有識者による講演会や相談会等を開催し、また、介護予防教室等の開催や各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する貯筋通帳の配布を行います。

介護(介護予防)サービスを利用するには

②介護予防ケアプランを作成します

- 利用者本人やご家族・地域包括支援センター職員などで検討を行い、ケアプランを作成します。



③介護予防サービスを利用します

- ケアプランにもとづいて、介護予防サービスを利用します。

②介護予防ケアプランを作成します

- 利用者本人やご家族・地域包括支援センター職員などで検討を行い、ケアプランを作成します。



③介護予防・生活支援サービス事業を利用します

- ケアプランにもとづいて、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業を利用します。

予 防 事 業 ……

＜地域介護予防活動支援事業＞

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援、また、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を実施します。

＜地域リハビリテーション活動支援事業＞

リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援します。

＜高齢者元気度アップポイント事業＞

65歳以上の高齢者を対象に、ボランティア活動を行う高齢者自身の「介護予防」と「社会参加活動」への取組を促進するために、活動に応じてポイントを記録し、集めたポイントに応じて垂水市地域商品券と交換できる事業です。

(主な対象事業)

- 市が主催する介護予防教室への参加
- 介護保険施設等でのボランティア活動
- 垂水市社協に登録のサロンでのボランティア活動

■在宅サービス

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや、施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができますので、心身の状況や介護する人の状況を考えて利用しましょう。

訪問を受けて利用するサービス

ほうもんかいご 訪問介護（ホームヘルプサービス）【社会福祉協議会】

要介護1～5の方

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの身体的介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

ポイント

共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

身体介護	20分未満	1,630円 (163円)
	20分～30分未満	2,440円 (244円)
	30分～1時間未満	3,870円 (387円)
生活介護	20分～45分未満	1,790円 (179円)
	45分以上	2,200円 (220円)

※要支援1・2の方が利用していた介護予防訪問介護は、「訪問型サービス」として、介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。



ほうもんにゅうよくかいご 訪問入浴介護【社会福祉協議会】

要介護1～5の方

入浴設備や簡易入浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問して入浴介護を行います。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

1回	12,660円 (1,266円)
----	------------------

要支援1・2の方

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から、そのほかの施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

1回	8,560円 (856円)
----	---------------



ほうもん

訪問リハビリテーション【池田温泉クリニック・絆】

要介護1～5の方

居宅の生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

1回	3,080円 (308円)
----	---------------

※利用するには、かかりつけ医の指示書が必要です。

※令和6年6月から

要支援1・2の方

居宅の生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

1回	2,980円 (298円)
----	---------------

※利用するには、かかりつけ医の指示書が必要です。

※令和6年6月から

ほうもんかんど

訪問看護【肝属郡医師会立訪問看護ステーション】

要介護1～5の方

疾病などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

※令和6年

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

病院・診療所から	30分未満	3,990円 (399円)
訪問看護ステーションから	30分未満	4,700円 (471円)

※利用するには、かかりつけ医の指示書が必要です。

※令和6年6月から



きょたくりょうようかんりしどう 居宅療養管理指導

要介護1～5の方

医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。(1か月に2回まで)

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

医師が行う場合	5,150円 (515円)
---------	---------------

※令和6年6月から

要支援1・2の方

疾病などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

病院・診療所から	30分未満	3,820円 (382円)
訪問看護ステーションから	30分未満	4,510円 (451円)

※利用するには、かかりつけ医の指示書が必要です。

※令和6年6月から



要支援1・2の方

疾病などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

医師が行う場合	5,150円 (515円)
---------	---------------

※令和6年6月から

介護保険で利用できるサービス

施設に通って受けるサービス

つうしょかいご 通所介護（デイサービス）【華厳園・みらい・きらら】

要介護1～5の方

通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

ポイント

共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。



▼サービス費用の目安 ※（）内は1割負担の方の額

通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満)	要介護1	6,580円 (658円)
	要介護2	7,770円 (777円)
	要介護3	9,000円 (900円)
	要介護4	10,230円 (1,023円)
	要介護5	11,480円 (1,148円)

※食事等については別途自己負担があります。

▼サービス費用の目安 ※（）内は1割負担の方の額

通常規模の事業所の場合 (8時間以上9時間未満)	要介護1	6,690円 (669円)
	要介護2	7,910円 (791円)
	要介護3	9,150円 (915円)
	要介護4	10,410円 (1,041円)
	要介護5	11,680円 (1,168円)

※食事等については別途自己負担があります。

つうしょ 通所リハビリテーション（デイケア）【コスモス苑・池田温泉クリニック・絆】

要介護1～5の方

老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為効能のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



要支援1・2の方

老人保健施設や医療施設などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為効能のためのリハビリテーションを行うほか、その方の目的に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。

▼サービス費用の目安 ※（）内は1割負担の方の額

通常規模の事業所の場合 (6時間以上7時間未満)	要介護1	7,150円 (715円)
	要介護2	8,500円 (850円)
	要介護3	9,810円 (981円)
	要介護4	11,370円 (1,137円)
	要介護5	12,900円 (1,290円)

※利用するメニューによって別途費用が加算されます。
※利用するためには、かかりつけ医の指示書が必要です。
※令和6年6月から

▼サービス費用の目安 ※（）内は1割負担の方の額

1か月につき	要支援1	22,680円 (2,268円)
	要支援2	42,280円 (4,228円)

※利用するメニューによって別途費用が加算されます。
※利用するためには、かかりつけ医の指示書が必要です。
※令和6年6月から

施設に短期間入所して受けるサービス

たんきにゆうしよせいかつかいこ

短期入所生活介護（ショートステイ）【恵光園】

要介護1～5の方

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額
介護老人福祉施設(併設型・多床型)

要介護度	サービス費用
要介護1	6,030円 (603円)
要介護2	6,720円 (672円)
要介護3	7,450円 (745円)
要介護4	8,150円 (815円)
要介護5	8,840円 (884円)

要支援1・2の方

介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額
介護老人福祉施設(併設型・多床型)

要介護度	サービス費用
要支援1	4,510円 (451円)
要支援2	5,610円 (561円)

※サービス費用は、1日あたりの金額となり、施設の種類やサービスによって異なります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担になります。

ポイント

共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

たんきにゆうしよりょうようかいこ

短期入所療養介護（ショートステイ）【老健コスモス苑・老健絆】

要介護1～5の方

介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額
介護老人保健施設(多床型)

要介護度	サービス費用
要介護1	8,300円 (830円)
要介護2	8,800円 (880円)
要介護3	9,440円 (944円)
要介護4	9,970円 (997円)
要介護5	10,520円 (1,052円)

要支援1・2の方

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額
介護老人保健施設(多床型)

要介護度	サービス費用
要支援1	6,130円 (613円)
要支援2	7,740円 (774円)

※サービス費用は、1日あたりの金額となり、施設の種類やサービスによって異なります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担になります。

在宅に近い暮らしを支援するサービス

とくていしせつにゆうきよしゃせいかつかいこ

特定施設入居者生活介護【華厳園】

要介護1～5の方

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

要介護度	サービス費用
要介護1	5,420円 (542円)
要介護2	6,090円 (609円)
要介護3	6,790円 (679円)
要介護4	7,440円 (744円)
要介護5	8,130円 (813円)

要支援1・2の方

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

要介護度	サービス費用
要支援1	1,830円 (183円)
要支援2	3,130円 (313円)

福祉用具を利用するサービス

福祉用具貸与

要介護1～5の方

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

【貸与対象品目】

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ① 車いす◆ | ⑧ スロープ
(工事を伴わないもの) |
| ② 車いす付属品◆ | ⑨ 歩行器 |
| ③ 特殊寝台◆ | ⑩ 歩行補助つえ |
| ④ 特殊寝台付属品◆ | ⑪ 認知症老人徘徊感知器◆ |
| ⑤ 床ずれ防止器具◆ | ⑫ 移動用リフト◆ |
| ⑥ 体位変換器◆ | ⑬ 起き上がり補助装置 |
| ⑦ 手すり
(工事を伴わないもの) | ⑭ 離床センサー |
| | ⑮ 階段移動用リフト |
| | ⑯ 自動排泄処理装置★ |

要支援1・2の方

福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与が受けられます。



※◆印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の方は保険給付の対象となりません。
 ※★印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の方は保険給付の対象となりません。

福祉用具購入

要介護1～5の方

5 種目の特定福祉用具の購入費に対して年間 10 万円を上限に、利用者負担分を除いた額が支給されます。

【購入対象品目】

- | | |
|--|-----------------------------|
| ① 腰掛け便座 | ③ 特殊尿器 |
| ② 入浴補助用具
(入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴用介助ベルト等) | ④ 簡易浴槽 |
| | ⑤ 移動用のリフトのつり具(自動排せつ処理装置を含む) |
| | ⑥ 排泄予測支援機器 |



要支援1・2の方

介護予防に役立つ 5 種目の特定福祉用具の購入費に対して年間 10 万円を上限に、利用者負担分を除いた額が支給されます。

ポイント

福祉用具貸与の対象用具のうち一部、利用方法を選択できます

福祉用具貸与での利用が長期間になる場合は、借りて利用するより購入した方が金額が抑えられることがあります。このような場合などに、利用方法を借りるか購入するかを選択することができます。

購入する場合は、特定福祉用具販売の扱いとなり、1年間(4月1～翌年3月31日)で10万円を上限に、利用者負担分を除いた購入費が介護保険から給付されます。

【選択の対象となる福祉用具】

- ① 固定用スロープ
- ② 歩行器(歩行車を除く)
- ③ 単点杖(松葉杖を除く)と多点杖

住宅環境を整備するサービス

じゅうたくかいしゅう 住宅改修

要介護1～5の方

生活環境を整えるための小規模な住宅改修について、要介護区分に関係なく上限20万円までの住宅改修に対して支給されます。

要支援1・2の方

生活環境を整えるための小規模な住宅改修について、要介護区分に関係なく上限20万円までの住宅改修に対して支給されます。

【介護保険の対象となる工事】

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ すべりの防止、移動の円滑化のための床材の変更
- ④ 開き戸から引き戸等への扉の取り替え
(ドアノブのへ変更・戸車の設置も含む)
- ⑤ 和式から洋式への便器の取り替え



※①～⑤に付帯して必要な工事も対象になります。

※転居した場合や介護度が3段階以上悪化した場合は新たに20万円の上限額が設定されます。

住宅改修利用の手順

- ① 家族や専門家などに相談
本人だけでなく家族で話し合い、心身の状況などを考慮しながら、ケアマネジャーや理学療法士などの専門家に相談します。

市への事前申請／市の確認

- ② **提出書類**
 - 住宅改修事前申請書
 - 工事費見積書
 - 住宅改修が必要な理由書
 - 改修部分の写真や図（改修後の完成予定の状態がわかるもの） など

- ③ 工事の実施

住宅改修費の支給申請（工事後）

- ④ **提出書類**
 - 住宅改修支給申請書
 - 住宅改修に要した費用の領収書
 - 工事費内訳書
 - 完成後の状態を確認できる書類（改修前、改修後の日付入りの写真を添付）
 - 住宅所有者の承諾書（改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合） など

- ⑤ 住宅改修費の支給

■施設サービス

※要支援1・2の人は利用できません

施設に入所して利用するサービス

かいごろうじんふくししせつ とくべつようごろうじん
 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）【恵光園】

要介護1～5の方

※新規入所は原則要介護3以上

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

▼サービス費用の目安（30日）

※（ ）内は1割負担の方の額

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要介護1	176,700円 (17,670円)	176,700円 (17,670円)	201,000円 (20,100円)
要介護2	197,700円 (19,770円)	197,700円 (19,770円)	222,000円 (22,200円)
要介護3	219,600円 (21,960円)	219,600円 (21,960円)	244,500円 (24,450円)
要介護4	240,600円 (24,060円)	240,600円 (24,060円)	265,800円 (26,580円)
要介護5	261,300円 (26,130円)	261,300円 (26,130円)	286,500円 (28,650円)

※食事等については別途自己負担があります。

かいごろうじんほけんしせつ ろうじんほけんしせつ
 介護老人保健施設（老人保健施設）【コスモス苑・絆】

要介護1～5の方

状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

▼サービス費用の目安（30日）

※（ ）内は1割負担の方の額

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要介護1	215,100円 (21,510円)	237,900円 (23,790円)	240,600円 (24,060円)
要介護2	228,900円 (22,890円)	252,900円 (25,290円)	254,400円 (25,440円)
要介護3	248,400円 (24,840円)	272,400円 (27,240円)	273,900円 (27,390円)
要介護4	264,900円 (26,490円)	288,300円 (28,830円)	290,400円 (29,040円)
要介護5	279,600円 (27,960円)	303,600円 (30,360円)	305,400円 (30,540円)

※食事等については別途自己負担があります。

要介護1～5の方

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

※令和6年4月現在、垂水市にはありません。

▼サービス費用の目安（30日）

※（ ）内は1割負担の方の額

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要介護1	216,300円 (21,630円)	249,900円 (24,990円)	255,000円 (25,500円)
要介護2	249,600円 (24,960円)	282,900円 (28,290円)	288,000円 (28,800円)
要介護3	321,000円 (32,100円)	354,600円 (35,460円)	359,700円 (35,970円)
要介護4	351,600円 (35,160円)	384,900円 (38,490円)	390,000円 (39,000円)
要介護5	378,900円 (37,890円)	412,500円 (41,250円)	417,600円 (41,760円)

※食事等については別途自己負担があります。



■地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は垂水市の住民に限定され、市が事業者の指定や監督を行います。

住み慣れた地域で利用するサービス

しょうきほたきのうがたきょたくかいご

小規模多機能型居宅介護【ほほえみ・ひまわりの里・くぬきの里・恵典の泉】

要介護1～5の方

要支援1・2の方

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

▼サービス費用の目安（月額）

※（ ）内は1割負担の方の額

要介護1	104,580円 (10,458円)
要介護2	153,700円 (15,370円)
要介護3	223,590円 (22,359円)
要介護4	246,770円 (24,677円)
要介護5	272,090円 (27,209円)

▼サービス費用の目安（月額）

※（ ）内は1割負担の方の額

要支援1	34,500円 (3,450円)
要支援2	69,720円 (6,972円)

にんちしょうたいおうがたきょうどうせいかつかいご

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）【さくらの里・ひまわり苑・たるみず太陽の家・まごころ・ひいらぎ】

要介護1～5の方

要支援2の方

認知症の高齢者が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

▼サービス費用の目安（1日につき）

※（ ）内は1割負担の方の額

	Iユニット	IIユニット
要介護1	7,650円 (765円)	7,530円 (753円)
要介護2	8,010円 (801円)	7,880円 (788円)
要介護3	8,240円 (824円)	8,120円 (812円)
要介護4	8,410円 (841円)	8,280円 (828円)
要介護5	8,590円 (859円)	8,450円 (845円)

▼サービス費用の目安（1日につき）

※（ ）内は1割負担の方の額

	Iユニット	IIユニット
要支援2	7,610円 (761円)	7,490円 (749円)

※要支援1の方は利用できません。

ちいきみっちゃくがたつうしょかいご

地域密着型通所介護（デイサービス）【ほほえみ・恵顔の泉】

要介護1～5の方

ポイント

共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りでを行います。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

通常規模の事業所の場合 (6時間以上7時間未満)	要介護1	6,780円 (678円)
	要介護2	8,010円 (801円)
要介護3	9,250円 (925円)	
要介護4	10,490円 (1,049円)	
要介護5	11,720円 (1,172円)	

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

通常規模の事業所の場合	要介護1	7,530円 (753円)
	要介護2	8,900円 (890円)
	要介護3	10,320円 (1,032円)
(7時間以上8時間未満)	要介護4	11,720円 (1,172円)
	要介護5	13,120円 (1,312円)

※食事等については別途自己負担があります。

※食事等については別途自己負担があります。

介護予防・日常生活支援総合事業について

住み慣れた地域で暮らしていけるように、総合事業でみなさんをサポートします。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業といいます）とは、市区町村主体で行う地域支援事業のひとつとして、地域の65歳以上の方を対象に、その方の状態に合わせた様々なサービスを提供する事業です。

総合事業では、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」を行い、みなさんの介護予防と日常生活の自立を支援します。

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

- ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

通所型サービス

- 通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。
- 生活機能を改善するため、運動器の機能向上や栄養改善などの短期的な指導を行います。

▼サービス費用の目安（月額）

※（ ）内は1割負担の方の額

訪問型サービス	要支援1・2、事業対象者	週1回程度	11,760円（1,176円）
通所型サービス	要支援1、事業対象者	週1回程度	17,980円（1,798円）
	要支援2	週2回程度	36,210円（3,621円）

※利用内容や事業所の状況に応じて、別途金額が加算される場合があります。



一般介護予防事業

65歳以上のすべての方が利用できるサービスです。

- 閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。
- 地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。

➡ 介護予防把握事業

➡ 地域介護予防活動支援事業

- 介護予防に関するパンフレット配布や講座・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。

- 介護予防の取り組みを機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが参加します。

➡ 介護予防普及啓発事業

➡ 地域リハビリテーション活動

自己負担割合と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には、負担を軽減するしくみもあります。

●介護サービス(介護予防)を利用したときは利用料の1～3割を支払います

ポイント とくに所得の高い方の負担割合が3割になります
 「本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身340万円以上、2人以上世帯463万円以上の人」は負担割合が3割になります。

ポイント 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成30年8月から「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

●在宅サービスの費用のめやす

在宅サービスには、要支援・要介護状態区分ごとに、月々に利用できる金額に上限が設けられています。限度額の範囲内でサービスを利用したときの自己負担は1割ですが、限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担になります。

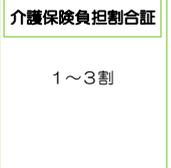
在宅サービスの利用限度額（1カ月）

要介護度	利用限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

ポイント

【負担割合証】

要介護認定等を受けた方には、利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。保険証とともに介護サービスを利用するときに必要になります。
 有効期限：1年間
 （8月1日～翌年7月31日）



負担割合（1～3割）が記載されます。

要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限（限度額）が設けられています（上表）。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

- 施設に入所して利用するサービスは、上記の限度額に含まれません。
- 次のサービスは上記の限度額とは別に利用限度額が設定されています。
 - ・特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）
 - ・居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）
 - ・居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

●介護保険と医療保険の支払い額の合計が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担額を年額で合算し高額になった場合は、次の限度額を超えた分が支給される高額医療・高額合算介護制度があります。（高額医療・高額介護合算制度）

※低所得Ⅰ区分の世帯で介護（介護予防）サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からは下表の算定基準額で計算され、介護保険からは別途設定された算定基準額の「世帯で31万円」で計算されます。

高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額＜年額／8月～翌年7月＞

所得区分 （基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満を含む世帯
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市区町村民税非課税世帯	34万円

所得区分 平成30年8月算定分から	70歳以上の世帯
※1 基準総所得額 課税所得 690万円以上	212万円
課税所得 380万円以上	141万円
課税所得 145万円以上	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

※1 基準総所得額=前年の総所得金額等-基礎控除43万円。

●介護保険の自己負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護（予防）サービス利用者負担の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が申請により「高額介護（予防）サービス費」としてあとから支給されます。

- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。
- 所得区分によって限度額は異なります。

自己負担の限度額（月額）

区分	限度額
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している方 利用者負担上限額を15,000円に減額することにより、生活保護の受給者とならない方 	15,000円（個人）
<ul style="list-style-type: none"> 高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方 	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
<ul style="list-style-type: none"> 市民税非課税世帯で上記以外の方 	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> 市民税課税世帯の方（一般） 	44,400円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> 現役並み所得相当 同一世帯に課税所得145万円以上380万円未満の第1号被保険者がいる世帯 	44,400円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> 現役並み所得相当 同一世帯に課税所得380万円以上690万円未満の第1号被保険者がいる世帯 	93,000円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> 現役並み所得相当 同一世帯に課税所得690万円以上の第1号被保険者がいる世帯 	140,100円（世帯）

ポイント

「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成30年8月から「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

ポイント

「現役並み所得相当」とは、同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、第1号被保険者の収入が単身383万円以上、2人以上で520万円以上の方になります。

ポイント

現役並み所得相当の世帯については、前年12月31日現在で、被保険者が世帯主で同一世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいるときは、16歳未満の人数に33万円、16歳以上の19歳未満の人数に12万円を乗じた金額を控除して判定します。

申請方法

初めて対象となる方には、サービス利用の約3カ月後に、福祉課介護保険係より申請書をお送りします。
高額介護（予防）サービス費の支給を希望される場合は、申請書が届き次第、必要事項を記入の上、福祉課介護保険係までご提出ください。
なお、一度申請をされるとそれ以降の申請は不要となります。
また、初回の支払い以降に、高額介護（予防）サービス費が発生した場合は、申請書に記入された口座へ継続してお支払することになります。口座の変更を希望される場合は、お早めにご連絡ください。

●施設サービスの費用のめやす

施設サービス費の自己負担分（1割～3割）に加え、食費、居住費、日常生活費が利用者の負担となります。



●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費は次の負担限度額までの自己負担となり、超えた分は介護保険から給付されます。（特定入所者介護サービス費）

●自己負担限度額の適用を受けるためには、市福祉課窓口申請してください。

■居住費・食費の自己負担上限額

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

区 分		食 費		居 住 費			
		施設サービス	短期入所サービス	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室
第1段階	生活保護受給者の方等	300円	300円	490円 (320円)	0円	820円	490円
	老齢福祉年金受給者の方	300円	300円	490円 (320円)	0円	820円	490円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で	年金収入等80万円以下の方	600円	490円 (420円)	370円	820円	490円
第3段階①		年金収入等80万円超120万円以下の方	1,000円	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円
第3段階②		年金収入等120万円を超える方	1,360円	1,300円	1,310円 (820円)	370円	1,310円

※世帯全員（別世帯の配偶者含む）が市町村民税非課税の方が対象です。

■預貯金の上限額

	上限となる預貯金額
生活保護受給者・老齢福祉年金受給者（第1段階）	単身 1,000万円、夫婦 2,000万円
年金収入等80万円以下（第2段階）	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下（第3段階①）	単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等120万円超（第3段階②）	単身 500万円、夫婦 1,500万円

ポイント

「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成30年8月から「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

ポイント

「年金収入等」とは、公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）とその他の合計所得金額を足した金額となります。

ポイント

特定入所者介護サービス費の支給対象者の条件

- 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者の所得も判断材料とします。
- 区分の決定にあたり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として算定し、不正があった場合には、ペナルティ（加算金）を設けます。

重要

デイサービスや、グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、サービス付き高齢者向け住宅は対象外です。

各段階に応じて定められた資産要件以上の預貯金等を、本人及び配偶者が保有している場合は、軽減を受けられません。

申請方法

介護保険負担限度額の申請を希望される方は、本人及び配偶者のお持ちのすべての預貯金通帳を記帳していただき、福祉課介護保険係までお持ちください。

郵送による申請を希望される方は、垂水市ホームページにて介護保険負担限度額認定申請書を出力していただき、必要事項を記入し、金融機関への照会に対する同意書（申請書裏面）とお持ちのすべての預貯金通帳等の写しをつけて福祉課介護保険係までお送りください。

災害等の特別な事情により保険料を納めることが困難になったとき

災害などの特別な事情で一時的に収入が減少し、保険料を納めることが困難となった方を対象に、以下の要件を満たす方は、保険料を減免できる場合があります。

対象者の要件	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、本人またはその属する生計維持者が所有する住宅、財産等に損害を受けた場合
	本人の属する世帯の生計維持者が死亡、または心身に重大な障害を受け、収入が著しく減少した場合
	本人の属する世帯の生計維持者の収入が、事業の休廃止、失業等により著しく減少した場合
	本人の属する世帯の生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁等による理由により著しく減少した場合

要件、申請方法など詳しくは福祉課介護保険係までお問合せください

垂水市地域包括支援センターは 介護や福祉などに関する地域の総合窓口です

悩み

疑問

相談
ごと

一人で抱え込んで
いませんか??



何でもご相談ください

●総合相談と解決支援●

生活の中で、困っていることや心配なことはありませんか？悩みや心配ごとがあるときや、どこに相談したらよいかわからないときに介護に関する相談以外にも健康や福祉に関する内容など何でも御相談ください。

皆さんの権利を守ります

●権利擁護支援事業●

悪質な訪問販売の被害や虐待など身近で他人から権利侵害が疑われる方、財産管理に自信がなくなった方はいらっしゃいませんか？高齢者の人権や財産を守る権利擁護の拠点として、虐待の早期発見や防止など、関係機関と連携しながら支援していきます。

垂水市地域包括支援センター

(垂水市福祉課) 電話：32-5111



垂水市地域包括支援センターでは、介護が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して生活ができるように主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師などがお手伝いしていきます。

介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターでは、介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスが適切に提供できるように、介護予防ケアマネジメントを行います。

本人や家族の希望や生活上の状態などをふまえてケアプランなどを作成し、できるだけ自立した生活を送れるようにサポートします。

継続的な支援を行います

●包括的・継続的ケアマネジメント●

高齢者が暮らしやすい地域づくりのために、医療機関や行政、その他の関係機関との連携体制づくりを進めます。また、地域のケアマネジャーが、円滑に仕事ができるように支援や指導を行い、質の高いサービスの提供に努めます。

介護保険外のサービス

■在宅の要援護高齢者に対する支援

在宅で援護の必要な高齢者の身体状況や介護者等の状況を考慮して、介護保険対象サービスとは別に必要なサービスを提供します。

垂水市の在宅福祉サービス

このサービスは在宅で自立した生活に不安をもつ一人暮らしの高齢者などの生活を支援するためのものです。

訪問給食サービス事業

栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康を維持できるように支援します。

また、食事を配達することで安否確認も行います。

※助成制度あり

●基本料金

1食	800円
----	------

緊急通報体制整備事業

突発的な心疾患等がある一人暮らしの虚弱高齢者に緊急通報装置を貸し出すことで、急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を行います。

●利用者負担

月	300円
---	------

紙おむつ給付事業

在宅で寝たきりの高齢者や心身障害者で、常に紙おむつが必要な方に、紙おむつの現品給付を行います。

また、在宅介護者の負担軽減を図ります。

(支給対象者1人につき、毎月紙おむつを給付)

在宅介護手当支給事業

対象となる高齢者の状態を4段階に分け、6か月以上在宅で高齢者を介護している家族に対し、労をねぎらうとともに、親族の更なる扶養意識の向上を図るために支給します。

シニアカー購入費補助事業

75歳以上の運転免許を所持していない軽度の方(総合事業対象)を対象として、シニアカー購入費の1/2(最大10万円)を補助します。(購入前に事前申請が必要です。)

※ただし、介護認定の要介護2以上の方については、介護保険でのレンタルが可能なため対象外。

●お問い合わせ

・在宅福祉サービス事業

福祉課地域福祉係 0994-32-1115

・シニアカー購入費補助金事業

福祉課地域包括ケア係 0994-32-5111

養護老人ホーム 華厳園

家庭環境や経済状況などにより、自宅で生活することが困難な高齢者を対象に、住まいの確保として、社会的孤立感の解消、自立生活の助長を図ります。

住宅環境を整備するサービス

住宅リフォーム促進事業

身体状況に合わせた生活環境を整えるための段差解消、手すり設置やバリアフリー化等の小規模な住宅改修について、要介護区分に関係なく、対象工事合計額が20万円（消費税込み）以上の工事に対し、工事費の助成を行います（助成限度額15万円）。

- ※ 必ず事前に土木課建築係にご相談ください。工事内容を確認し、助成額を決定します。
- ※ 介護保険の住宅改修費との重複はできません。



■ 認知症高齢者に対する支援

家族が認知症かなと思ったとき、また、認知症の方を介護していて困ったときなどは、ひとりで悩まず、早めに相談しましょう。適切な介護・医療を受けることは認知症の本人だけでなく、その家族や関わる方にとっても大切なことです。

様々な専門職等が相談に応じ、住み慣れた地域で生活が続けられるよう支援していきます。

みんなの介護相談所

住まいの近くで介護や生活に関する相談ができるよう市内の介護事業所と連携して「みんなの介護相談所」を開設しています。右の看板・登り旗が目印です。お気軽に、ご活用ください。

みんなの介護相談所（続き）

相談所名	住所	電話番号
協和地区		
小規模多機能ホーム ほほえみ	垂水市海潟502番地1	32-5708
柁原・新城地区		
グループホーム たるみず太陽の家	垂水市浜平2189番地6	32-5030
小規模多機能ホーム くぬきの里 グループホーム ひいらぎ	垂水市柁原625番地1	35-3636
小規模多機能ホーム 恵典の泉	垂水市新城732番地1	34-3511



相談所名	住所	電話番号
中央地区		
垂水市 地域包括支援センター	垂水市錦江町1番地140	32-5111
小規模多機能ホーム ひまわりの里	垂水市錦江町1番地239	32-6666
グループホーム まごころ	垂水市錦江町1番地239	32-6676
グループホーム ひまわり苑	垂水市錦江町1番地240	32-6166
恵光園グループホーム さくらの里	垂水市中央町37番地2	32-1881

夜間・休日相談窓口(平日 17:15～、休日 8:30～)

垂水市地域包括支援センターブランチ(介護老健施設コスモス苑内)
電話番号：32-5501

もの忘れの相談ができる医師

認知症に関する専門の研修を修了した医師に相談ができます。

医療機関名	住所	電話番号	予約
池田温泉クリニック	垂水市田神3536番地1	32-6161	不要
東内科小児科クリニック	垂水市田神3485番地1	32-5522	要
よしとみクリニック	垂水市南松原町10番地	45-4215	要
介護老人保健施設 コスモス苑	垂水市錦江町1番地140	32-5200	要

認知症疾患医療センター

保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を行なっています。

(垂水市から最寄りの認知症疾患医療センター)

医療機関名	住所	電話番号
メンタルホスピタル鹿屋	鹿屋市田崎1043番地1	0994(36)1870
松下病院	霧島市隼人町真孝998番地	0995(42)8558

鹿児島県認知症コールセンター（認知症の人と家族の会鹿児島県支部）

認知症の方やその家族等からの各種相談に対し、認知症介護の経験者や専門家等が精神面を含めた様々な支援を電話相談できるほか、認知症の方や家族の交流会を開催しています。

☎ 099（257）3887 月～金曜日（午前10時～午後4時）※祝日及び年末年始は除く

若年性認知症相談窓口

若年性認知症の方やその家族等が状態に応じた適切な支援を受けられるよう、認知症の人と家族の会鹿児島県支部内に「若年性認知症支援相談窓口」を開設しています。若年性認知症のことでお悩みの方は是非、ご相談ください。

☎ 099（251）4010 月～金曜日（午前10時～午後5時）※祝日及び年末年始は除く

認知症カフェ

認知症の方やその家族、医療や介護の専門職、地域の方などが気軽に参加し、お互いの悩みや不安を語り合う、交流や相談等ができる「つどいの場」です。

（市内の認知症カフェ）

カフェ名	開催日	時間	場所	連絡先
ちゃのんけ	不定期	14:00～15:00	グループホーム たるみず太陽の家	32-5030
いずみカフェ	第3水曜日	14:00～15:00	小規模多機能ホーム 恵典の泉	34-3511
オレンジカフェ	第4水曜日	10:00～12:00	垂水市本城3990-2	32-5111 (垂水市地域包括支援センターの番号となっております)
ほほえみカフェ	不定期	14:00～15:00	小規模多機能ホーム ほほえみ	32-5708

※ 開催日、時間については変わることがありますので、各事業所にお問い合わせください。

お問合せ：垂水市福祉課地域包括ケア係

垂水市地域包括支援センター （電話）32-5111
（FAX）36-8642

■ 税の軽減

所得税、住民税（市民税・県民税）の介護保険サービスの医療費控除

「特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所している方」、「在宅で訪問看護などの医療系サービスを利用している方」、「医療系サービスと併せてホームヘルプやデイサービスなどを※利用している方」の利用者負担額の一部は、医療費控除の対象として認められる場合があります。詳しくは鹿屋税務署、市役所税務課にお問い合わせください。

注意事項

- ・ 医療費控除を受けるためには、サービス提供事業者が発行する「医療費控除の対象となる金額」が記載された領収証などが必要です。
- ・ 医療費控除額の対象となる金額を計算する際は、高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費で払戻しを受けている部分は、差し引いて計算します。なお、特別養護老人ホームの入所に係る自己負担に対する高額介護サービス費については、高額介護サービス費の1/2相当を差し引きます。
- ・ 本来医療費控除の対象とならないサービスでも、介護福祉士等による喀痰吸引等を受けた場合、自己負担額の1/10が医療費控除の対象となります。

※ 総合事業の訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスを含みます。

お問合せ 所得税：鹿屋税務署（電話）0994-42-3127

住民税：市役所税務課（電話）0994-32-1114

高齢者の所得税、住民税（市民税・県民税）の障害者控除

身体障害者手帳等の交付を受けている方のほか、65歳以上で次の①～⑥のいずれかに該当し、福祉事務所長の認定を受けた場合、障害者控除の対象となります。

区分	障害者控除	特別障害者控除
対象者	①身体障害者（3級～6級）に準ずる方 ②認知症（軽度・中度）に準ずる方 ③知的障害者（軽度・中度）に準ずる方	④身体障害者（1または2級）に準ずる方 ⑤認知症（重度）に準ずる方 ⑥知的障害者（重度）に準ずる方
所得税の控除額	27万円	40万円
住民税の控除額	26万円	30万円

※控除対象配偶者または扶養親族が、納税者または納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと常に同居している特別障害者である場合は、控除の額が所得税75万円、住民税53万円となります。

お問合せ 所得税：鹿屋税務署（電話）0994-42-3127

住民税：市役所税務課（電話）0994-32-1114

バリアフリー改修工事を行った住宅に対する税の減額

一定の年齢以上の方、要介護・要支援認定を受けている方または障害のある方が居住している住宅についてバリアフリー改修工事を行った場合に、固定資産税、所得税が減額される制度があります。

固定資産税の減額

一定のバリアフリー改修工事を行い、工事完了から3か月以内に市役所へ申告すると固定資産税が減額されます。詳細は市役所税務課で配布しているチラシをご覧ください。

お問合せ：市役所税務課固定資産税係
（電話）0994-32-1114

所得税の特別控除

所得税の特別控除を受けられる場合がありますが、詳しくは鹿屋税務署にお問い合わせください。

お問合せ：鹿屋税務署
（電話）0994-42-3127

垂水市高齢者元気度アップ・ポイント事業って？

高齢者の健康維持や介護予防、社会参加の促進を図ることを目的に、65歳以上の高齢者の健康づくりや社会参加活動に対しポイントを差し上げ、貯まったポイントは商品券に交換できる仕組みです。

対象者 65歳以上の垂水市民（介護保険の第1号被保険者）

活動の種類

- ・特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホームなどで行われる高齢者に対する活動
- ・子育て支援活動
- ・地域で行われるサロン活動等

活動例

- ・レクリエーションの補助、利用者の話し相手、行事の手伝いなどのボランティア活動
- ・サロンの世話役
- ・市で行う介護予防事業への参加

※ ポイント事業を実施している施設に限ります。



- 登録された方には「介護予防ボランティア手帳」をお渡しします。
- 1回の活動（概ね1時間）で100ポイントが貯まります。
- 500ポイント以上貯まると年度末に商品券と交換することができます。（交換上限1日200ポイント、年間5,000ポイント）

お問い合わせ：垂水市福祉課地域包括ケア係
垂水市地域包括支援センター

（電話）32-5111
（FAX）36-8642



MEMO

A large, empty, rounded rectangular box with a purple border, intended for writing a memo.

垂水市内介護保険関係事業所一覧 (令和6年4月1日現在)

■地域包括支援センター

No.	名 称	所在地	電話番号
1	垂水市地域包括支援センター	垂水市錦江町1番地140	32-5111

■居宅介護支援事業所

No.	名 称	所在地	電話番号
1	垂水市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	垂水市田神11番地1	32-6277
2	居宅介護支援事業所コスモス苑	垂水市錦江町1番地140	32-5501
3	池田温泉クリニック居宅介護支援事業所	垂水市田神3536番地1	32-6600
4	ほほえみ居宅介護支援事業所	垂水市海潟663番地3	32-9255
5	介護相談 みらい	垂水市田神408番地	32-4888

■通所介護（デイサービス） ※地域密着型通所介護含む

No.	名 称	所在地	電話番号
1	デイサービス みらい	垂水市田神408番地	32-4888
2	ほほえみデイサービスセンター	垂水市海潟663番地3	32-9255
3	デイサービスセンター 垂水華戯園	垂水市錦江町1番地226	32-0114
4	デイサービス 恵顔の泉	垂水市新城955番地2	35-2300
5	福祉サポートセンターきらら	垂水市市木441番地1	45-7323

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

No.	名 称	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホーム 恵光園	垂水市本城221番地	32-2851

■介護老人保健施設

No.	名 称	所在地	電話番号
1	老人保健施設 コスモス苑	垂水市錦江町1番地140	32-5200
2	老人保健施設 絆	垂水市田神3536番地1	32-6161

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

No.	名 称	所在地	電話番号
1	グループホーム さくらの里	垂水市中央町37番2	32-1881
2	グループホーム ひまわり苑	垂水市錦江町1番地240	32-6166
3	グループホーム たるみず太陽の家	垂水市浜平2189番地6	32-5030
4	グループホーム まごころ	垂水市錦江町1番地238	32-6676
5	グループホーム ひいらぎ	垂水市柘原625番地2	35-3686

■小規模多機能型居宅介護

No.	名 称	所在地	電話番号
1	小規模多機能ホーム ほほえみ	垂水市海潟502番地1	32-5708
2	小規模多機能ホーム ひまわりの里	垂水市錦江町1番地239	32-6666
3	小規模多機能ホーム くぬきの里	垂水市柘原625番地1	35-3636
4	小規模多機能ホーム 恵典の泉	垂水市新城732番地1	34-3511



■訪問介護（ホームヘルプサービス）

No.	名 称	所在地	電話番号
1	垂水市社会福祉協議会 訪問介護事業所	垂水市田神11番地1	32-6277

■訪問入浴介護

No.	名 称	所在地	電話番号
1	垂水市社会福祉協議会	垂水市田神11番地1	32-6277

■訪問リハビリテーション

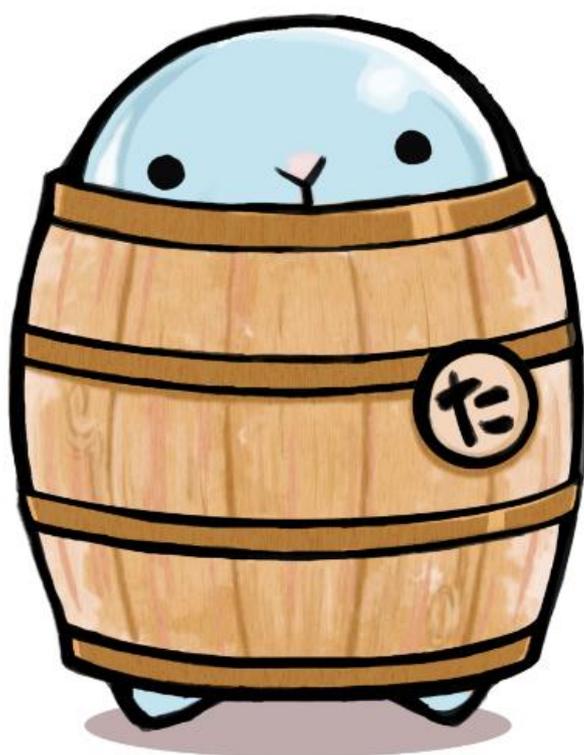
No.	名 称	所在地	電話番号
1	池田温泉クリニック	垂水市田神3536番地1	32-6600
2	老人保健施設 絆	垂水市田神3536番地1	32-6161

■訪問看護

No.	名 称	所在地	電話番号
1	肝属郡医師会立訪問看護ステーション	垂水市錦江町1番地140	36-8990

■通所リハビリテーション（デイケア）

No.	名 称	所在地	電話番号
1	老人保健施設 コスモス苑	垂水市錦江町1番地140	32-5200
2	老人保健施設 絆	垂水市田神3536番地1	32-6161
3	池田温泉クリニック（短時間）	垂水市田神3536番地1	32-6161



垂水市公式イメージキャラクター「たるたる」

〈介護保険に関するお問い合わせ先〉

○垂水市役所 福祉課 介護保険係

TEL 0994-32-1111 (内線 120・123)

○垂水市地域包括支援センター

TEL 0994-32-5111